

国際交流助成に関する内規

制 定：平成13年4月8日
最近改正：平成19年3月31日

第1条 日本心理臨床学会（以下本学会という）は、本学会員の国際交流活動に対する助成事業を行うために本内規を定める。

第2条 「海外国際学会参加助成」および「海外研修参加助成」は、学会および研修会の開催期間に応じて、第1期（4月1日～9月30日）と第2期（10月1日～3月31日）に分けて応募者を募集し、年間約10名に対して助成を行う。

第3条 「海外国際学会参加助成」および「海外研修参加助成」は、当分の間、一件につき15万円を限度として助成する。

第4条 助成事業を行うために審査委員会（以下委員会という）を本学会に設ける。

- 2) 委員会は年度毎に構成し、国際交流委員会委員5名、理事長より指名された国際交流委員を除く常任理事1名および理事1名によって組織するものとする。いずれも3年を限度として再任を妨げない。
- 3) 審査委員長は国際交流委員長とする。
- 4) 委員会は第1期および第2期の助成候補者を内定し、所定の書式によりこれを理事長に報告する。
- 5) 理事長は委員長の報告内容を常任理事会に諮問し、その承認を得て、助成者を決定し、理事会に報告する。

第5条 委員会は助成希望者を募集するために、学会誌にその旨を告示し、応募者の中から候補者を内定しなくてはならない。

2) 助成者の内定に関する手続は原則として以下による。

- (i) 被助成者は（候補者）は本学会の正会員であること。
- (ii) 応募者多数の場合は、書類審査により選考する。
- (iii) 委員の任期が、当該助成年度の途中で終了する場合でも、応募締切日現在で在任していれば、これを可とする

3) 委員会は5名以上の出席により成立する。

4) 委員会は委員長を議長として当該事項を審議する。被助成者の内定は出席委員の5分の4以上の賛成によりこれを決定する。

第6条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第7条 「海外国際学会参加助成」および「海外研修参加助成」の被助成者は学会誌で公表する。

- 2) 被助成者は帰国後すみやかに報告書を理事長に提出する。
- 3) 理事長は被助成者からの報告書を学会のホームページに掲載する。

第8条 本内規の改廃は理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則 本内規は平成13年4月8日より発効する。

附 則 本内規は平成15年12月23日より発効する。

附 則 本内規は平成16年9月8日より発効する。

附 則 本内規は平成17年3月20日より発効する。

附 則 本内規は平成19年3月31日より発効する。